

## 大谷荘指定訪問介護事業所

## 訪問介護

<サービス利用料金> 1割負担分

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

内容	基本 単位 ①	特定事業 所加算 I (注) ② =①×0.2	特 地 加 算 ③= (①+②) ×0.15	介護職員処遇 改善加算 I ④ = (①+②+③) ×13.7%	介護職員等 特定処遇改善 加算 I ⑤ = (①+②+③) ×6.3%	利用者負担額	
身体 介 護	20分未満	167	33	30	32	14	276
	20以上30分未満	250	50	45	47	22	414
	1時間未満	396	79	71	75	34	655
	1時間30分未満	579	115	104	109	50	958
生活 援 助	20分以上45分未満	183	37	33	35	16	304
	45分以上	225	45	41	43	20	374

身体介護に引き続き生活援助を行う場合。

内容	基本 単位 ①	特定事 業所加 算(注) ②= ①×0.2	特 地 加 算 ③= (①+②) ×0.15	介護職員処遇 改善加算 I ④ = (①+②+③) ×13.7%	介護職員等 特定処遇改善 加算 I ⑤ = (①+②+③) ×6.3%	利用者負担額	
身体 生 活	身20~30未満 生活20~45	317	63	57	60	28	525
	身20~30未満 生活45~70	384	77	69	73	33	636
	身20~30未満 生活70以上	451	90	81	85	39	746
	身30~60未満 生活20~45	463	93	83	88	40	767
	身30~60未満 生活45~70	530	106	95	100	46	877
	身30~60未満 生活70以上	597	119	107	113	52	988

(注1) 当事業所では特定事業所加算の算定にかかる要件（体制、人材、重度要介護者等対応）をすべて満たしております。

(注2) 一定の所得以上の方は2割負担又は3割負担になる場合があります。

(注3) 高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払いには払戻しされる場合がありますのでお尋ねください。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき

決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合、又は同行した場合は1月につき200単位を加算します。

☆利用者または家族等からの要請により、ケアマネージャーが必要と認めた場合、居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない、指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算します。

☆3の(1)の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

☆介護職員処遇改善加算(I)として、1ヶ月の利用料金の合計に13.7%が別途加算されます。

☆介護職員等特定処遇改善加算Iとして、1ヶ月の利用料金の合計に6.3%が別途加算されます。

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

☆利用者の在宅における生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職と同行し、訪問介護計画を作成した場合は、生活機能向上連携加算として、1ヶ月に100単位加算します。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

## 花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

### 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

#### 【基本部分】※身体介護及び生活援助

利用者の要介護度	基本内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1・2 事業対象者	週1回程度 月4回まで 月4回超えの場合	2,680円/回 11,760円/月	268円/回 1,176円/月	536円/回 2,352円/月
要支援1・2 事業対象者	週2回程度 月5回～8回まで 月8回超えの場合	2,720円/回 23,490円/月	272円/回 2,349円/月	544円/回 4,698円/月
要支援2 (事業対象者)	週2回越え 月9回～12回まで 月12回超えの場合	2,870円/回 37,270円/月	287円/回 3,727円/月	574円/回 7,454円/月

(注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 週2回超えは要支援2の認定者のみとします。

(注3) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
特別地域加算 ※	厚生大臣が定める地域について提供される介護サービス	上記基本部分と各種加算の合計 15%		
介護職員処遇改善加算(I) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	上記基本部分と各種加算の合計 13.7%		
介護職員等特定処遇改善加算I ※	経験・技能のある職員を配置している場合	上記基本部分と各種加算の合計 6.3%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。